

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成23年5月24日(火)午後7時00分～午後8時10分  
場所 小田原市役所 全員協議会室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山 田 浩 子  
2 番委員 前 田 輝 男 (教育長)  
3 番委員 桑 原 妙 子 (教育委員長職務代理者)  
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)  
5 番委員 山 口 潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋 子 |
| 文化部長                    | 諸 星 正 美 |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐 藤 富 朗 |
| 文化部副部長                  | 奥 津 晋太郎 |
| 保健給食課長                  | 柳 川 美恵子 |
| 教育指導課長                  | 西 村 泰 和 |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 栞 畑 寿一朗 |
| 生涯学習課長                  | 高 橋 幸 男 |
| 文化財課長                   | 加 藤 裕 文 |
| スポーツ課長                  | 杉 崎 貴 代 |

#### (事務局)

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 | 阿 部 祐 之 |
| 教育総務課主任           | 井 上 晃 輔 |

### 4 議事日程

- 日程第1 議案第19号 平成23年度6月補正予算について【非公開】

(教育総務課、教育指導課、文化財課)

日程第2 議案第20号 平成24年度使用教科用図書採択方針について

(教育指導課)

日程第3 議案第21号 小田原市文化財保護委員の委嘱について (文化財課)

## 5 協議事項

(1) 学校警察連携制度について (教育指導課)

(2) 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて (スポーツ課)

## 6 報告事項

(1) 平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
(教育総務課)

(2) 小田原市教育委員会の事務の補助執行に係る連絡調整会議の設置について  
(教育総務課)

(3) 学校生活における放射能対応について (保健給食課)

(4) (仮称)おだわら生涯学習大学事業について (生涯学習課)

(5) 北村透谷碑の移転について (文化財課)

## 7 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開についてお諮りします。日程第

1、議案第19号「平成23年度6月補正予算について」は、平成23年6月小田原市議会定例会への提出案件であるとともに、市議会定例会への提案前であり、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、議案第19号を非公開とすることに賛成の方

は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、議案第19号は、後ほど非公開での審議といたします。

(3) 日程第2 議案第20号 平成24年度使用教科用図書の採択方針について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

前田教育長…それでは、議案第20号「平成24年度使用教科用図書の採択方針について」を御説明申し上げます。これは、平成24年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第20号「平成24年度使用中学校教科用図書の採択方針について」御説明させていただきます。先月の定例会で提示させていただいた採択方針(案)、大きくは「平成24年度使用教科用図書の採択について」、「教科用図書採択基準」につきましては変更はございませんので、詳細につきましては省略させていただきます。なお前回、採択方針についての要望が出されており、「採択方針に採択検討委員会の報告を尊重し、重視することを明記して欲しい」というものがございましたが、今回提示させていただいた通りで、採択方針の中にはその要望の具体的内容は盛り込んでおりません。盛り込んでいない理由といたしましては、採択基準の(2)に「公明公正を期し採択する」という文言があり、採択検討委員会を経た小田原市の調査員の作成する調査票は、教育委員の皆様の採択の際の資料の一つとなりますが、採択はあくまでもその資料一つだけで判断するものではありません。

文部科学省や県教育委員会作成の資料や教育委員の皆様が独自に作成される資料とともに、公平公正に採択していただくことになっており、昨年度の小学校教科書の採択の際にも同様の採択を行なっていただきました。そこで、あえて要望の内容を盛り込んだ採択方針とはなっておりません。

なお今までと同様に委員の皆様には、今回の中学校の教科書採択につきましても、公明公正で、小田原の生徒にとってふさわしい教科書を採択していただきますようお願いいたします。

それでは、「平成24年度使用中学校教科用図書採択方針について」ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第3 議案第21号 小田原市文化財保護委員の委嘱について (文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

前田教育長…それでは、議案第21号「小田原市文化財保護委員の委嘱について」を御説明申し上げます。文化財保護委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…それでは議案第21号「小田原市文化財保護委員の委嘱について」御説明申し上げます。お手元の資料「小田原市文化財保護委員候補者名簿」を御覧下さい。小田原市文化財保護委員につきましては、小田原市文化財保護委員会規則により任期は2年と定められており、平成23年5月31日をもって任期が満了いたします。委嘱にあたりましては同規則により、文化財に関する学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。そこで、後任につきまして人選をしましたところ、これまで本市の文化財行政について専門的な立場から適切な御指導や御助言をいただいていた9名の方々に引き続きお願いするとともに、昨年秋に、三津木 国輝委員が逝去されたことによる欠員について、新たに、現委員が専門としない中世史を専門分野とし、神奈川県立歴史博物館に勤務するなど、県内の中世史についても造詣が深い鳥居 和郎氏にお願いするものでございます。以上のとおり、各氏におかれましては、文化財保護委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 協議事項 (1) 学校警察連携制度について (教育指導課)

教育指導課長…それでは、私から協議事項(1)「学校警察連携制度について」ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

ご承知の通り、小学校中学校を問わず、各学校では大変残念なことではございますが、様々な生徒指導上の事案が発生しております。学校単独での解決が難しい事例も多くなって来ております。いくつかの例を挙げますと、子どもたち同士の暴力行為、万引きなどの反社会犯罪行為、対教師暴力や学校の器物損壊、深夜の徘徊などが市内の学校でも現実起きております。中には、学校や家庭だけでは解決に至らないケースも懸念されているところがございます。そうならないように、各学校ではいち早く具体的な手立てを講じ、子どもたちが犯罪被害に巻き込まれないように努力し、安全安心と児童生徒の健全育成に努めておりますが、それが難しい場面も少なからず現実には起こっており、重大な事態に陥る前に、早期解決に向けた取り組みができるよう、適切な仕組み作りの構築が必要であると考えております。

そのために、学校と警察が今まで以上に協力できる新たな連携のあり方について構築し、児童生徒の健全育成をさらに推進しなければならないと考えております。これまでも「学校・警察連絡協議会」通称「学警連」の場で、一般的な情報交換及び協議をしながら連携を図ってまいりましたが、具体的な事案について個人情報をお互いに交えての相談はできませんでした。学校警察連携制度につきましては、小田原市教育委員会と神奈川県警察本部との間で「学校と警察との相互連携による協定書」を締結し、学校と警察相互に、個々の児童・生徒についての情報交換、さらに児童・生徒の健全育成と非行防止及び犯罪防止を図ることを目的とし、今まで以上により具体的に緊密な連携を行えるようにするという制度です。この制度の締結によ

り、日々熱心に生徒指導に頑張っている先生方にとって、個人情報保護条例上の担保を保証してあげられることにもつながります。また一定のルールに基づき情報交換を行うこととなりますので、これまで以上に個人情報の保護にもつながります。もちろんこの制度は、全ての児童生徒の問題行動について、警察とすぐにやりとりをするということではございません。今までもこれからも学校での指導と努力を積み重ねて、問題行動の解決を見出すのは当然のことですが、その解決の糸口が見えそうにない場合や警察及び県の少年相談保護センターの専門性が有効であると判断されたときの適用を考えております。警察と連携をしても、その児童生徒への指導は最後まで学校が主体となることは今までと同様でございます。具体的には、本日の配付資料にもあります「児童生徒の健全育成を推進する連絡票」を使用して、文書で連携を図り、連絡票は一人1枚事例ごとに作成します。連絡票の保存は1年間とします。

なお、この連携制度は、全国47都道府県ですでに運用されており、関東近県では、東京、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、静岡では、ほぼ全市町村でこの連携制度の締結を済ませております。神奈川県内では、横浜市、県教育委員会、私立中学高等学校協会、三浦市、横須賀市、茅ヶ崎市、海老名市が締結をしております。そして今年の4月18日には大和市教育委員会が締結し5月1日から運用を開始しております。

すでに、この制度の実施に当たっては、5月16日に「個人情報保護運営審議会」に諮問させていただき、個人情報保護条例との整合性を取れるようにしているところでございまして、個人情報の取扱いにつきましては、適当ということで認めていただいております。

本日は教育委員の皆様から、協定書や実施要領の内容についてご意見をいただき、そのご意見を反映させていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。なお、参考資料といたしまして神奈川県教育委員会作成のQ&Aも添付してあります。神奈川県ということになりますので、県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校が対象となっております。

(質 疑)

和田委員長…この件につきましては、一昨年の西湘地区教育委員会連合会の研修視察の際にも県警で説明や質疑応答等をしていただきました。それがこのような形になったということだと思います。たしか神奈川県はシステムが特殊で、県教育委員会が協定書を交わしたら、全市町村教育委員会も同時に交わすというようなシステムになっていないという説明でした。神奈川県だけが市や町で独自に協定を交わすシステムであるため、遅れているということでした。

山田委員…連絡票の保存は1年間ということですが、例えば高校の入試などに影響があったりすることはないのでしょうか。

教育指導課長…学校と警察間での連絡票でございますので、それが他に出されることはございません。

山田委員…警察に連絡した後の子どもへのフォローも大切だと思いますので、そういったことも考えていただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 協議事項 (2) 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

(スポーツ課)

スポーツ課長…それでは、私から協議事項(2)「小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替え」についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条4項の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から選出することとなっております。現在、スポーツ振興審議会委員は、平成22年9月1日から24年8月31日までの2年任期の継続中ですが、このたび推薦母体であります小学校長会及び高校校長会から、年度切替えに伴いまして新たに委員の推薦がありました。候補者名簿にありますとおり、小学校長会から選出され、委嘱しておりました加藤 陽子委員に代わり、久保

寺 清子氏の推薦をいただきました。また、高校校長会から選出され、委嘱しておりました高橋 悟委員に代わり、阿部 幸栄 氏の推薦をいただきました。

スポーツ振興審議会委員の任命につきましては、スポーツ課の市長部局への移行に伴い、「教育委員会の意見を聴いて市長が任命する」こととなりましたが、今回推薦いただいている2名の方につきましては、スポーツ振興審議会委員として適任と思われますので、委員の委嘱をいたしたく提案するものです。なお、任期は前任の残任期間とし、平成24年8月31日となります。

以上で「小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替え」についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (1) 平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、御説明申し上げます。この点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施するものでございまして、第三者による知見を入れて評価をいたします。昨年度は、定例会におきまして協議していただき、学識経験者の方々との意見交換も実施いたしました。また、点検・評価の中に教育委員の皆様の意見を記載し、8月教育委員会定例会において、審議し議決をいただいたところでございます。その後、9月の市議会に報告をさせていただきます、市民への公表を行いました。

今年度は、平成22年度に行いました主要な事務事業の管理及び執行の状況について実施いたすところでございますが、手法や手続きにつきましては昨年度と同様の方法により進めていきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと存じます。以上でございます。

(質 疑)

和田委員長…点検・評価をしていただく方はすでに決まっているのでしょうか。

教育部副部長…学識経験者2名、保護者1名と考えております。学識経験者の方としては研究職あるいは大学の先生と現在交渉中のごさいますて、保護者の方にはPTA連絡協議会に推薦していただく予定です。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (2) 小田原市教育委員会の事務の補助執行に係る連絡調整会議の設置について (教育総務課)

教育部副部長…それでは御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

この会議は、平成23年4月1日付の機構改革によりまして、教育委員会の事務について補助執行をすることとされました文化部及び子ども青少年部との連携を図り、補助執行に関する事務を円滑に執行することを目的として設置いたしましたところがございます。

会議は、会長、副会長及び委員で構成され、会長は教育部長、副会長は文化部長及び子ども青少年部長、委員は教育部、文化部及び子ども青少年部の副部長となっております。

なお、既に、4月19日と5月23日に会議を開催しております。今後も、毎月1回の割合で会議を開催して、補助執行に関する事務について意見交換をするとともに、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 学校生活における放射能対応について (保健給食課)

保健給食課長…それでは御説明させていただきます。資料5を御覧ください。

これは学校の環境衛生に係ることございまして、子どもが安全で快適

に学校生活を送る上での学校環境衛生につきましては、実施基準に基づきまして、学校ごとに、教室の換気、飲み水やプールの水質、給食室の衛生等について日常点検や定期・臨時点検等が行われており、記録及び管理がされています。実施者は養護教諭や栄養士、学校薬剤師の方などでございます。

先般からの福島原発の放射能漏れ事故によりまして、学校生活における大気や水、プールの使用や学校給食食材の使用について、大変心配なところでございますが、国や県が行っておりますモニタリング調査の結果から、限られた地域を除いて、普段通りの学校生活を送ることに問題はないということでございますので、本市もこれに基づく対応をしているところでございます。現在までの経過等のご報告をさせていただきます。

去る5月9日、11日に採取されました南足柄市や小田原市で生産されております茶葉の検査結果に国の暫定基準を超える放射性物質「セシウム」の付着が認められ、これらが公表されてから、教育委員会にも学校環境である大気や、給食で使用する食品の安全に対する問い合わせが大分寄せられるようになりました。

空気中の環境放射線については、神奈川県が川崎市・横須賀市・茅ヶ崎市の3ヵ所に空間の放射線量を連続的に測定する装置であるモニタリングポストを設置し、常時、環境放射線を監視し、公表しています。県西地域では5月11日から、西湘地域（小田原合同庁舎 小田原市）、足柄上地域（足柄上合同庁舎 開成町）で簡易測定器による計測が行われ、これらの結果は県のホームページで毎日公表されております。お手元には本日まで公表されたデータをお配りしました。西湘地域のここ数日の測定結果は、ご覧の通りでございます。現在の測定値は、去年のレベルを推移しているということで、日常生活上特別の対応を取る必要はないという県の考え方です。つまり、通常の状態に戻っているということでございます。教育委員会といたしましても、県の考え方に沿い、県西地域の測定結果等をもとに今後対応していきたいと考えております。なお、文部科学省が示しております目安となる学校生活における放射線の量は、現在暫定値ではありますが、屋外で毎時3.8マイクロシーベルト未満とされ、文部科学省とし

ては、この数値を超えない場合は、平常どおり校舎や校庭を利用しても差し支えないと判断しています。各小中学校と、幼稚園長には5月17日に県を經由して届いた「放射能を正しく理解するために」という教員向けの資料と保護者向け資料を発送いたしました。また、県内や県西地域の大气や食品等の測定結果や、放射線から身を守るための家庭や学校での対策について重ねて呼びかける通知を追って発送する予定です。

なお、屋外でのプールの使用について、県に確認しましたところ、国では環境放射能の定期降下物のモニタリング調査も行っており、最近の結果も不検出が続いているということでございます。国に電話で確認したところ、プールを通常通り使用しても問題は無いとのことでした。県の学校保健所管課としては、現段階では、グラウンドの土や空間の放射能検査、またプールの使用に向けて、特別に検査をしたり、お知らせしたりすることは無いとのことでした。

一方、食品の安全についてですが、食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射能が検出された一部地域・品目に関する出荷制限及び摂取制限の措置が取られているため、市場に出回っている野菜・魚介類の安全性は確保されるようになっていることは、ご承知のとおりです。神奈川県でも、県内産の安全・安心を確保するため、神奈川県内で生産された農畜産物について放射能濃度の検査を行っておりまして、教育委員会では、日々更新される放射能情報で安全を確認しております。

お手元にお配りした資料は5月24日に公表された県のデータです。また、小田原市で公表している水道水のデータは先ほどの大气のデータの下にのせてあります。基本的に規制値を上回る食品は、市場には出回らないということですが、日々更新されます放射能情報に十分注意を払いながら、市内や近隣からの調達が比較的容易で生産履歴が確認しやすいことから、引き続き地産地消に取り組んでまいります。

なお、学校給食に毎日納品される生鮮食品につきましては、従来から、使用する当日に個々の食品について産地を納品伝票で確認していたところですが、この5月分から、栄養士が献立を作成する時点で使用する食品の産地が確認できるよう、次月分の予定価格表に産地表示をするよう、市の

給食会に登録されております青果組合、食肉組合、鮮魚組合に4月12日に義務付をいたしました。学校給食における食材の安全確保につきましては、食材選択の際の配慮や、野菜類の十分な洗浄も含め、徹底するよう学校通知をいたしまして、本日栄養士研究会の席で再度周知を図ったところでございます。

今後につきましても、日々更新される県のホームページ等の放射能情報で環境放射線や食品の安全を確認するほか、国や県の発信する情報を正確かつ迅速に入手し、児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう対応してまいります。以上でございます。

(質 疑)

前田教育長…高田浄水場の供給する水道水の安全性は分かりましたが、橘地区に供給されている県の水道水の安全性は分かりますか。

保健給食課長…環境放射能水準調査として全国で調査がされております。神奈川県につきましても茅ヶ崎市で県の水道水の検査をしております、放射性物質は不検出となっております。

和田委員長…市民にとっては一番関心の高い事柄だと思います。実際に近隣の茶葉に非常に高い数値の「セシウム」の付着が認められたと突然発表され、我々素人にとってはどうしてそこだけ検出されるのか、原発からの間の他の土地はどうなのか、という不安も抱いております。モニタリングでデータを取っても、心配は尽きないと思います。また、子どもへの影響が特に大きいということが度々報道されていますので、教育委員会としては特に注意を払って行かなければならないと思いますが、市教育委員会としては学校の校庭の検査値などの把握はしているのでしょうか。

保健給食課長…学校環境に関しまして、国の検査によると、定期降下物は不検出が続いております。また、大気中についても昨年と同じ状態であるということです。当然、小田原市だけの問題ではありませんので、県にも2回ほど申し入れをしたのですが、県としては国のモニタリング調査の結果で問題ないとのことですので、特段調査はしないとのことでした。それに沿って、

市としても機材を調達して検査をするということは現時点では考えておりません。

和田委員長…我々はお茶を生産していますので、独自に21日に採取したお茶を東京大学の検査機関に調査していただいたところ、何も問題ないとのことでした。しかしながら、出荷自粛ということで、現在、生産者にとって二番茶を取るにあたって、刈り損なっている一番茶をどうするのかということが緊急な課題となっております。確かに一番茶からは高濃度のセシウムの検出がありましたが、現時点では殆どないというのが調査の結果で分かりました。そのようなことから、大分収束しているのではないかという気はするのですが、小さいお子さんを持った保護者の方にとっては不安材料だとも思いますので、出来るだけ科学的なデータに基づいた情報を市民の方々に伝えられるといいと思います。

なお、31日の西湘地区教育委員会連合会総会において、放射能の専門家の方をお呼びして講演をしていただこうと考えていたのですが、その日が原子力学会の開催日であり、専門家の方が皆さんそちらに出席してしまうということでした。ただ、そのような申し出をしたので、6月4日に開催する私のNPO団体のイベントの中で、東京大学の放射線測定管理の専門家が小田原市の保健センターで講演をしていただけることになりました。2時間の講演の後で質疑応答もする予定ですので、ご関心があるようでしたら是非ご参加いただければと思います。

桑原委員…先日、体育祭があったと思うのですが、開催するにあたって保護者の方から地面の放射性物質についての意見や質問はありましたか。

教育指導課長…先週の土曜日に10校、先々週の土曜日に1校が運動会を開催しておりますが、私が伺っている限りでは、その件について保護者の方からお話しをいただいているということはありません。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (4) (仮称) おだわら生涯学習大学事業について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、報告事項(4)(仮称)おだわら生涯学習大学事業についてご

説明申し上げます。

この（仮称）おだわら生涯学習大学につきましては、平成22年度において、おだわらシルバー大学運営委員会の場をお借りしての協議・検討や、関係団体等との調整を経まして、（仮称）が付いたまま、平成23年4月1日に開設いたしました。そして、先週の5月20日に開催いたしました運営委員会において、後ほど、ご説明いたしますが、正式名称として、「キャンパスおだわら」に決定したものであります。

資料6をご覧くださいと存じます。この「キャンパスおだわら」につきましては、前書きの後段に記載してありますように、市民主体で運営することにより、より市民ニーズにあった学習講座の提供を可能とするとともに、学習情報提供や学習相談窓口を一体化した運営により、更なる生涯学習の推進が実現し、学んだ成果を活かす機会を提供することに繋げていこうとするものであります。

それでは、第1回運営委員会での協議概要について、ご説明申し上げます。最初に、「1. 名称の決定について」は、本年2月に、大学開設フォーラム参加者及び関係団体により設置いたしました市民主体の大学開設準備会が中心となって、名称募集を行いました。57名の方から85作品が提案され、運営委員会において「キャンパスおだわら」に決定したものでございます。提案者の命名理由としては、「小田原の街中が学びの場となることを期待して命名した。」とのことであります。

次に、「2. 開設イベント」につきましても、市民主体の準備会で、企画・立案したものでございまして、当日も市民が中心となり運営していただく予定でございます。開催期日については、平成23年7月3日の午後1時30分から午後4時30分の時間帯に、また、開催場所につきましては、生涯学習センター「けやき」のホール及び大会議室を予定しております。内容につきましては、開設記念式典及び記念講演を中心に計画していただいております。

次に、「3. 開催講座について」でございますが、従来の学習講座等を再編・見直しするとともに、受益者負担を明確にするなど、効率的な事業運営へ転換しようとするものです。行政が企画する講座といたしましては、

「文学ナビ 白秋と小田原」、「小田原の街づくり講座～小田原ブランド食育編～」、「小田原の歴史・文化講座 小田原の文化財を知ろう」及び「二宮尊徳に学ぶ生きる知恵「報徳塾」」の4講座を8月から翌年1月までの6ヶ月間に、20回程度の講義・現地実習及びグループワーク等を予定しております。市民企画講座としては、8月25日、26日の2日間で、子ども及び親子を対象とした「夏休みこどもおもしろ学校」を開催する予定でございます。更には、きらめき☆おだわら塾講座として、10月から翌年3月までを開催期日とする連続講座を開催する予定でございます。

7月の開設イベントを皮切りに、この時期を捉えて、学習情報誌の創刊号の発行や、新たなホームページの立上げなどを実施するとともに、これらの学習講座の提供、及び申込受付を開始する予定であります。以上で、「キャンパスおだわら」の開設についての説明を終わります。よろしく、お願いします。

(質 疑)

和田委員長…この件につきましては、以前の定例会の際に社会教育委員の方に出席いただいて、お話しをいただいたと思います。そのようなことも十分に考慮されながら、計画が進められていることだと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 報告事項 (5) 北村透谷碑の移転について (文化財課)

文化財課長…それでは御説明申し上げます。お手元の資料7「北村透谷碑の移転について」を御覧下さい。

北村透谷碑につきましては、牧 雅雄氏設計、島崎 藤村氏揮毫<sup>きごう</sup>により、昭和4年に市内の大久保神社境内に建立されたのち、昭和29年に小田原城址公園の馬屋曲輪に移転されたものでございます。このたび、国指定史跡小田原城跡の史跡整備事業に伴いまして、昨年12月に小田原文学館敷地内に無事移転され、去る5月15日に井上 嘉夫氏を委員長とする北

村透谷碑移転除幕式実行委員会により除幕式が開催されましたのでご報告いたします。

当日は、約100名の方々が参加され、除幕式ののちは、中央大学の金原 左門先生を講師に迎え、「小田原に愛着をもった北村透谷」をテーマに講演が行われました。なお、この除幕式は3月12日に開催を予定しておりましたが、東日本大震災により延期されたものでございます。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…先ほど非公開とすることにした議案以外の議題は終了いたしましたので、関係者以外の方はご退席ください。

(関係者以外退席)

和田委員長…それでは、非公開とすることにした日程第1 議案第19号を審議いたします。

(12) 日程第1 議案第19号 平成23年度6月補正予算について(教育総務課、教育指導課、文化財課)を非公開により審議。全員賛成により原案のとおり可決。

(13) その他 (1) 市議会議長あて陳情書、市長あて要請書について

- ・「30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択に関する陳情書」
- ・「放射能汚染に関する要請書」

上記について資料提供

(14) 委員長閉会宣言

平成23年6月23日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）